

ステュアート『原理』における貨幣制度論 (一)

——『原理』第三編の一研究——

小 林 昇

- 一 序説——『原理』第三編のこと
- 二 重商主義期イギリスにおける貨幣制度の展開
- 三 ハリスの改革論
- 四 『原理』における貨幣と鑄貨(以上本号)
- 五 ステュアートの改革論 (1)
- 六 ステュアートの改革論 (2)
- 七 造幣手数料徴収論(次回完結)

一 序説——『原理』第三編のこと

ジェイムズ・ステュアートの『経済学原理』第三編「貨幣と鑄貨」(Of money and coin)は、ポピュラーになりえなかつた『原理』の大冊のなかでもっとも検討されることのすくなかつた部分である。『原理』全編に否定的評価を与えてその通説を懲罰労働にひとしいと述べたファイルボーゲンは、ことにこの第三編を、「忠実だけで天分のな

ステュアート『原理』における貨幣制度論(一)

い研究者」によるきわめて非古典的な部分であると断じたが、その後ハスバツハ以来さまざまな見地から『原理』に積極的意義を見いだした人々も、当の第三編について本格的な検討を加えたことはなかった。E・A・J・ジョンソン⁽³⁾は第三編以下をその開拓的分析の対象としなかったし、いままでのところステュアートに関する唯一の単行書であるケインジアン⁽⁴⁾のセンの本の第七章「ステュアートの貨幣および銀行理論」も、この章が『原理』各編の要約と分析とのうちその第三・第四両編の部分にあてられているにもかかわらず、第三編の重要な諸部分についての言及は見あたらず、それらはいわばとび越されてしまっている。重商主義貨幣理論史の研究として重要なヴィッカースの最近の労作⁽⁵⁾も、ステュアートになっぶり五〇ページをあてながら、右の空白の部分を少しも埋めていない。そうして、近來わが国で着実に進められている、ステュアートないし『原理』についての諸個別研究⁽⁶⁾も、原理的な第一・二編についてはもとより、信用・財政を対象とする第四・五両編に關してもすくなく成果を生んでいながら、第三編の本格的分析はまったく着手されていないように思われる。

- (一) Sir James Stewart, *An Inquiry into the Principles of Political Economy: Being an Essay on the Science of Domestic Policy in Free Nations*, 2 vols., 1767. 以下 *Principles* または『原理』と略称。また『原理』に關するわたくしの従來の諸論説と同様に、引用個所の挙示には右の初版本と一八〇五年の全集版(Ⅰ—Ⅳ巻)との双方のページをしるすこととする。Ⅰ, 526/Ⅱ, 270 とあれば、初版では第一冊五二六ページ、全集版では第二冊二七〇ページとしようことである。
- (二) cf. Sigmund Feilbogen, James Stewart und Adam Smith, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 45, 1889, SS. 218, 241.
- (三) E. A. J. Johnson, *Predecessors of Adam Smith*, 1937, chap. 11, Stewart, the political economist.
- (四) S. R. Sen, *The Economics of Sir James Stewart*, 1957.
- (五) D. Vickers, *Studies in the Theory of Money 1690—1776*, 1959, 12. Sir James Stewart.

(6) とくに第四・五兩編に関する研究は、筆者稿「ステュアート『原理』における「奢侈」について」(一)(本誌一六〇二)、二四ページにかかげてある。ただしそれらのうち、川島信義「ステュアート信用論的特質」(二)はその(三)まで進行、未完。そのほか新文献として、大淵利男『イギリス財政思想史研究序説』第七章がある。

もとより、『原理』第三編は、研究者からすこしも論及されなかつたというわけではない。すでに、『原理』を重視してこれをしばしば引用したマルクスは、『経済学批判』のなかの学史的叙述を成す三つの節においてもそれぞれステュアートを引用し、それについて重要な立言をおこなっているが、それらのうち「貨幣の度量単位に関する諸学説」では、当面の第三編のなから、ロックの貨幣改鑄論(本位水準の回復↓重鑄論)の、ラウンズの独自の(地金価値増加の想定↓本位引下げ↓軽鑄論)の圧服に対する批評を適切に引用し、つづいてステュアート自身のいわゆる「計算貨幣」(money of account)論を、先駆的な、しかし完全な「貨幣の観念的度量単位説」として、第一章の主要個所を訳出し、これに批判を加えている⁽⁷⁾。しかし右のうち、ロックへの批評の部分はマルクスみずからおこなうべき批判の代用の役割を果たしたにとどまるものであり、また「計算貨幣」論すなわち観念的度量単位説の部分は、『原理』の貨幣理論の核心ではあるが、第三編二部二四章(プラス序論)中の一章にあてられた個所に即しての立論にすぎないのである⁽⁸⁾。さらに第三編は、その長大な貨幣制度↓復本位制対策論が含むいわゆる合成本位制度(synmetallism)⁽⁹⁾の先駆的な提案について、まれに研究者の注目を受けることがあった⁽¹⁰⁾。だが第三編のなかでの貨幣制度論↓その改革論のなかに占める合成本位の着想は、やがて知るように、その位置と意義とにおいてきわめて小さいものにすぎないのである。

(一) cf. Karl Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, Volksausgabe (1951), SS, 77, 78—81. 邦訳、大月書店版選集

補巻3、七七、八〇—八三ページ。ここでの二つの部分のうち第一は『Principles, I, 580/II, 344 にあたつる。

(8) なお右の二つの部分の準備ノートとして『Grundrisse, SS, 677—88 を参照。こゝでは第一の部分に関して、ついでに Principles, I, 603/II, 375 の立言も引用されてゐる (cf. S. 687.) —— マルクスの引用は『原理』のダブリン版(三巻、一七七〇年)からであるが、これは第三・四両編を一冊にしたために三巻となっただけで、初版のステレオタイプである。(わたしがここで用いている、『経済学批判』の大衆版では、このダブリン版でのページの表記に誤りがあり、それは研究所版 <Bd. 13, 1961>で訂正されてゐる。—— cf. S. 69.)

ステュアートの「計算貨幣」論についてはわが国でも文献があり、高垣寅次郎『貨幣の本質』(一九二七年)がその早いものであるらしい。ほかに前注(6)の指摘箇所を含む、新庄博「重商主義の貨幣経済論」(同編『貨幣理論と貨幣制度』所収)がある。

(9) これは復本位制の生む混乱の回避策として、一つの本位貨幣のなかに二種の本位金属を合せ含ませようとするものであるが、古代のリディアのエレクトロン貨幣以外には現実には存在せず、一八八七年の金銀委員会へのマーシャルの著名な提案も、当時金本位制下のイギリスにおいてもより実現していない。——以上念のため。

(10) わたくしはこの方面の文献に明るくないが、上掲のものなかではセンがこれにふれている (cf. p. 83.)。

こうして、『原理』第三編の構成、その内容の大部分は、まだ研究者にとつてほとんど未踏の領野であり、けつして学界の共有財とはなっていない。そうしてこの事態には理由がないわけではないであろう。『原理』全体の意義とは別に、その第三編は、上述のファイルボーゲンの否定的評価に同感させる性質を帯びている。全体としては、それは貨幣理論に関する原理的部分に比べて、現前のイギリスの貨幣制度(金銀複本位制)の混乱に対する処理案を展開した部分、したがっていわば制度技術的叙述の部分が大きき、しかもそれはハリス (Joseph Harris, *An Essay upon Money and Coins*, pt. II, 1758) の提案への批判とかたかたちで始められながら、みずからの積極的主張の点では、決断的ではなくて多くの留保を含み、多岐であつて繰り返しが重ねられ、瑣末で技巧的な部分がすく

なくない。そのうえ、第三編執筆当時のステュアートは、ジャコバイトの亡命者としてドイツやイタリーの各地に滞在してイギリスの実情にむしろ暗く、そのコンプレックスを彼はいくたびも書きしるさねばならなかった。⁽¹¹⁾ しかもこの事情のゆえに、第一・二両編を特徴づけていた、原理の探究と歴史的制約の考慮とのあいだの幸福なバランスの必要という主張は、ここでは原理の意義をみずから軽視するという立場にまで後退するに至った。すなわち、イギリスが従来自由鑄造制度をやめて造幣料をとることとしたばあい、為替と貿易とにどういふ影響が生ずるかを論じた第二部第二章で、ステュアートはつぎのように述べたのであった。「ロンドンの最上の職人が時計をつくるでしょう。彼はそれが良いものであるかどうかを、試してみるまではきめることができない。だが試されれば、彼の理論の適用は彼に「時計の」動きの欠点と不規則さとのことごとくを発見させるであろう。政治上のことについてもまったく同様である。理論の力は良い計画をつくるには十分でない。しかしそれは予見できなかった多くの欠点を発見するには有用である。したがって、どんな理論でもそれが詳細ディテールにつくられてゆくに依りて、それだけ多く右の目的に役立つであろう。けれども、どんな理論の原理でもそれが複コンプレックス雑雑であればあるほど、実行に適用されたばあいの効力への期待はすくなくなる、ということに注目するのは無意味でない。⁽¹²⁾」この言葉の内容は明快さに欠けるものを持つが、演繹的推論の実践への従属性を明言した部分は、第一・二両編に見られなかった要素を示し、この基本的態度こそ第三編へのファイルボーゲンの評言の原因であったと思われる。要するに第三編は、『原理』全五編のうちでは最も理論的迫力に欠ける編だといいうるであろう。

(11) cf. e. g. I, 564 n. / II, 323 n.; I, 571 (1) すなわち according to my weak conceptions とあるが、全集版ではちすがた削くつてある) ; I, 576 / II, 338 ; I, 614 / II, 389 ; II, 25 / III, 33 ; II, 28 / III, 37 (1) すなわちは「以上は商業に通せぬ人間によ

るヒントであり、そういうものとして発言された」とある。これを例えばカンティロンのつぎの言葉と比べてみたい。「わたくしはトレードについてなんの観念をも持たぬ人々に対してこれらの条理を明らかにしようとしてきたが、それが成功したかどうかを知らない。しかし実際の知識のある人々にとってはこれほど分りやすいことはないのである。」——cf. R. Cantillon, *Essai sur la nature du commerce en général*, 1755, ed. by H. Higgs, 1931, p. 266. 戸田正雄訳『商業論』二二——二二ページ、なお、cf. Ⅱ, 56/Ⅲ, 77.

(12) 11/Ⅲ, 15.

しかし、シュンペーターもいうように、『原理』の全五編が第三編をも含んで通読されるべきことはもとより、当然なのであり、⁽¹³⁾ ほぼ一三〇〇ページの体系のうち約二二〇ページを占める一つの編の大部分に関する知識の欠落は、放置を許されないであろう。⁽¹⁴⁾ また右の知識の獲得は、やがて知るように、原始的蓄積期における貨幣および信用の意義についても、われわれの視野をひろげるであろう。このことについては多言を要せぬはずである。

(13) cf. J. A. Schumpeter, *History of Economic Analysis*, 1954, p. 176. 東畑訳『経済分析の歴史』Ⅱ、三六七ページ。

(14) このページ数は初版本での概数。後述のように、全集版では第三編にはかなり重要な附加がある。なお第四編以下についても、上掲の諸論説の存在にもかかわらず、研究者に共有の知識はまだ十分ではない。とくに例えば第四編第二部における、ローの企画についてのステュアートの詳細な分析についてなど。

さて、『原理』第三編は、遅くとも一七五九年には執筆が始められ、六〇年にはいちおう脱稿されている。⁽¹⁵⁾ テュービンゲンで第一・二両編の完成に力を傾けたステュアートは、その目的を果たした五八年に痛風に襲われ、この年の夏からヴェニスやパドヴァなどで療養をつづけて、六〇年の一〇月にふたたびテュービンゲンに立戻っているのであるから、当の第三編は、ほとんどもっぱら、苦痛と不便とが相伴った療養生活中の勤勉の所産であったといえよう。なお、ステュアートは翌六一一年六月にはこの南独の町を離れ、ロツテルダムやアントワープを経てスパールではフラン

ス軍に逮捕され、六二年の末にようやくイングランドにまで帰りえたが、ロツテルダムでの研究はオランダの貨幣制度の分析に結実して、この編の最終章を成している。したがって、第三編「(の原形)」の完成は正確には六二年といふべきである。⁽¹⁶⁾ところがステュアートは、彼が郷国スコットランドに落付いてから『原理』全編を完成して出版したのちも、新しい利便のもとにイギリスの経済の研究をつづけるうち、第三編の立言をイギリスの実情に照らして再検討することができ、また七三—四四年における貨幣制度の重大な改革(前述)にも際会した。その結果、第一部の最終章「一七七三年におけるイギリスの鑄貨の状態……」⁽¹⁷⁾が書き加えられ、没後の全集版に収められることとなったのである。こうして『原理』第三編は、その完成した形では、第一部「貨幣の諸原理、その續釋とグレイト・ブリテンの鑄貨への適用」⁽¹⁸⁾全一六章、および第二部「貨幣の諸原理、その外國貿易への適用」⁽¹⁹⁾全八章から成り、右のうち、第一部は「計算貨幣」論に示される貨幣の本質論、複本位制の基本問題(以上第一—六章)、複本位制の現時的諸困難(第七—九章)、これに対するハリスの対策とその批判(第一〇—一一章)、ステュアートみずからの詳細な諸対策(第一二—一五章)、前述の附加の章(第一六章)、には、ほ、分たれ、第二部はその題名にもかかわらず、造幣料の徴収が貿易・為替関係に与えるべき影響の分析を自己の新説として提示し、イギリスのために自由(無料)鑄造制の放棄を主張したものの(ただし第一—五章)であつて、これに第三編全体に関する諸問題を拾つた章(第六章)、フランスの貨幣制度の分析(第七章)、および上述のオランダの貨幣制度の分析(第八章)を加えたものである。そうして、第一部の題名と第二部の構成とが端的に示すように、第三編はもっぱらイギリスの問題を——資料上のいちじるしい不便にもかかわらず——対象とする点が第一・二兩編と異なり、このことは、貨幣問題の技術性によるだけでなく、帰国に向けられたステュアートの期待と工作とが、この編の執筆のころにはしだいに強められていたこと、またこの編

そのものが彼の帰国後の生活方針を準備するためのものであったこと、などを推測させるように思われる。

- (15) cf. bk. III, Advertisement; I, 567 n. / II, 323 n.
- (16) cf. II, 86/III, 116. ——六十二年の執筆中だつたところの言明。なほ cf. II, 88/III, 119.
- (17) chap. XVI. [Additional.] State of the British coin in 1773, at the time of passing the Coin Act. The consequences of the regulations then made. And a method laid down for establishing a Gold Standard. 正確な執筆時期は未詳。『全集』第六巻に附されたステュアートの伝記(中野正訳『経済志林』二四〇一、あり)によれば、彼はこの金貨の改鑄に際して意見を徴されたところである (cf. p. 382. 邦訳「一二三」)。
- (18) pt. I, The principles of money deduced, and applied to the coin of Great Britain.
- (19) pt. II, The principles of money applied to trade.
- (20) ステュアートがイギリスで貨幣問題の専門家として遇されたことは前注(17)から知られるが、それは『原理』第三編に「よるだけでなく、七十二年に書いてイギリスの銀行当局とのあいだに論争をひきおこすこととなった『銀行論』(The principles of money applied to the present state of the coin of Bengal; ……(Works, V.)にもみえるものである。なおステュアートは、第三編をほぼ仕上げたのち、帰国運動の対象であったジョージ二世の死(六〇年一〇月末)によって打撃を受けたが、翌年一月に脱稿された長文の『ドイツ鑄貨論』(A dissertation upon the doctrine and principles of money, applied to the German coin, in Works, V.)——同年六月にドイツ語版 *Abhandlung von den Grundsätzen der Münz-wissenschaft*……, Tübingen を出した——は著者の勤勉以外のものをも感じさせる。

わたくしはこの小論で『原理』第三編の簡単な紹介と分析とをここらみるが、その作業に入るに先立って、固有の重商主義期を中心としエリザベス末期から一九世紀初頭の金本位制確立にまで至る、イギリスの鑄貨の実情と本位制度の変遷過程とに関する最少限での叙述をおこなうとともに、鑄貨事情の混乱に対する上述のハリスの改革案を要約しておくなくてはならない。この両者はともに第三編(ことに第一部)における政策論→改革案を理解するための

不可欠の予備知識であり、さらに後者は、『原理』の第一編でR・ウォーレスが、第二編でヒュームが、それぞれの主要な論敵に選ばれたのと同様に、第三編のいわばスプリング・ボードとされているのみならず、それ自体、すなわち *An Essay upon Money and Coins* の第二部は、これも『原理』第三編とほぼおなじく、スミス『国富論』の前駆としていちおうは知られている第一部とは異り、その内容がほとんど紹介されていないからである。

二 重商主義期イギリスにおける貨幣制度の展開

イギリスでは、ノーマン・コンクェスト以前からペニ銀貨が存在し、それが征服者によって銀一ポンドの重さの二四〇分の一すなわち一ペニ・ウェイト (penny weight) に結びつけられた。⁽¹⁾ それはローマの制度の伝承であるとされる。一方、金貨の鑄造は一二五七年のペニ金貨(一〇ペンス)と一三三三年のイギリス・フロリン(イタリアのフロリン金貨の二倍の量目)とのそれぞれがおこなわれたが、前者は流通から失われ後者もその役割を果たさなかった。そうして国際取引においては、イタリアのフロリン(これを模したフランスのエキュ金貨)と、スペインの貨幣単位に結合する、ネゼーランドのリアル金貨とが、相ついで標準貨幣としておこなわれた。ところがイギリスの銀貨は、一三〇〇年以来軽鑄化を重ね、さらに一五四三―一五一年のあいだには純度においても三分の一近くに悪化した。この状態からの回復は一五五二年からはじまり、エリザベスは六〇年に古い純度を回復したが、のち一六〇一年に至って軽鑄化の点ではわずかながらさらに一步を進めた。当面の諸立論において「エリザベスのスタンダード」と呼ばれるものは右の一六〇一年のものであって、それはこの女王の改鑄が成功して、それ以来貨幣を秤量によらず個片で授受する習慣が生まれたことに因るものであるが、他面、一六〇一年以後、貨幣単位の呼称と重量単位のそれとのあ

いだのつながりはついにもったく失われた。すなわちここでエリザベスは、さきの改革で一ポンド・トロイ (pound troy) の重量の銀を六〇シリングに分割したのを——すなわち一シリング＝四ペニー・ウェイトとなる——、新たに六二シリングに分割したため、「現在われわれの鑄貨は一つとしてわれわれの重量の可除数 (aliquot) すなわち均等部分ではない」とハリスの歎じた結果がここに生じたのである。しかも貨幣と重量との呼称の同一性 (pound \wedge troy \vee , penny \wedge weight \vee , pound \wedge sterling \vee , penny) だけはそのまま保たれたから、以後の鑄貨の軽悪化に際して問題の核心に迫ることは、人々にとって容易ではないこととなった。

(一) 以下の歴史的記述は、ハリスやステュアートのほか、W. A. Shaw, *The History of Currency 1252 to 1894*, 1895 ; Sir Albert Feareyear, *The Pound Sterling. A History of English Money* (1931), 2nd. rev. ed. 1963 ; T. S. Ashton, *An Economic History of England ; The 18th Century*, 1955 (chap. VI) ; J. Keith Horsfield, *British Monetary Experiments 1650—1710*, 1690^o および新庄博『貨幣論』(岩波全書) 第四章等によった。ほかにロッタ、ラウンス、ニューマンらの古典も、それぞれ参照してある。それからの直接の引用箇所以外は注記しない。

(二) Harris, *op. cit.*, pt. II, p. 9.

ところで、イギリスでは一六六三年にギニー (guinea) 金貨が新たに鑄造され、これには当初銀貨二〇シリング (一ポンド・スターリング) の価値が与えられ、これは流通上にその地歩を固めてゆくことになる。しかし一七世紀をうけて人々は複本位制の観念を持たなかった。ことに一六六六年には造幣料の廃止が実現されて、一時的にながら銀貨の流通量が増加して以来は、本位貨幣としての銀貨の地位は確認された。——そこで、一六〇一年の銀貨と一六六三年の金貨との純度と量目とについて、われわれはここできつぎの知識を用意しておく必要がある。(一)重量の単位。一ポンド・トロイ＝二二オンス、一オンス＝二〇ペニー・ウェイト、一ペニー・ウェイト＝二四グレイン (gra-

目)。したがって、一ポンド・トロイ \equiv 二四〇ペニー・ウェイト \equiv 五七六〇グレイン。(二)銀の貨幣標準 (standard) は一一一対九の重量の純銀と合金とから成る。すなわち一ポンド・トロイのうち一オンス・二ペニー・ウェイトの純銀と一八ペニー・ウェイトとの銅とを、グレインにして五三二八の純銀と四三三二の銅とを含む。(三)この標準銀の一ポンド・トロイが上述のように六二シリングであるから、一シリングは九二・九グレインの標準銀、あるいは純銀としてはその一二分の一⁽³⁾を含む。そこで一ポンド・スターリングの標準銀は、一七一八・七グレインの純銀を含まねばならないこととなる。四金の貨幣標準は一一対一の重量の純金と合金とから成る。すなわち一ポンド・トロイのうち一オンスの金と一オンスの合金とを、グレインにして五二八〇の純金と四八〇の銀または銅とを含む。(四)この標準金の一ポンド・トロイがギニー金貨鑄造に際して四四・五ギニーに定められたから、一ギニーは一一八・六五一グレインの純金を含まねばならない⁽⁴⁾。なお、ついでながら、ギニー金貨には五、二、二分の一、四分の一等の諸ギニー貨もあり、銀貨には古いファージングやグロウト等の小単位のものや、そのほかテストン (teston)、シリング等々があったが、五シリングの価値のクラウン (crown) はひろく流通した。市民革命期に一〇・二〇シリング貨が鑄造されたことはあったがその意義はすくなく、結局、大衆の日常取引に用いられた銀貨には、単独でポンド・スターリングを表示する個片はなかったわけである。

$$(3) \quad 92.9\text{grs.} \times 20 [\$1. = 20\text{s.}] \times \frac{11.1}{12} = 1718.7\text{grs.}$$

(4) 『原理』第三編 (1, 559/II, 314) では一一八・六四四グレインとあるが、ここではおなじ『原理』の附表に従った。単純な計算の結果では後者が正確である。

さてこのあとに、イギリスの貨幣の混乱時代がはじまる。それはすでに権力者の悪鑄によるものではなかったし

——後述のように政府はかえって良貨への改鑄に努力した——、また物価の面では、名譽革命直後にインフレイションがあったが、以後は一八世紀の九〇年代まで、イギリスの貨幣価値はむしろ安定していた。問題は、国際間における金対銀の比価がイギリスではスペインを除くヨーロッパ大陸のそれよりもしだいに大きく金に高くなったがため⁽⁵⁾、銀の輸出と金の流入とがおこり、国内取引において金よりもいっそう日常的であった銀貨の不足という困難な事態が生まれた点にある。一六六三年の法令はすでに外国鑄貨および金銀地金の輸出を許しており、禁止されていたのはイギリスの鑄貨の輸出のみであり、また一七世紀後半から鑄造されることになったいわゆる milled coin は剪除 (clipping) を困難にはしたといえ民間での熔解はやはりとうてい取締まれなかったから、銀貨の不足、輕貨(とくに古いもの)の流通の傾向はどうしても防ぎえなかつた⁽⁶⁾。したがって、削損銀貨(そうしてのちには金貨も)の流通に対処する改鑄をいかにこなうかという問題と、金銀の比価をどう法定化するかという問題とが、貨幣制度改革の問題として、からみ合つて生じたわけである⁽⁷⁾。一六九六—九八年の銀貨改鑄——それに当つてのロック対ラウンズの論争とロックの主張の実現——はおもに前者にかかわり、ニュートンの提案による一七一七年のギニー貨の引下げや、ハリスの著書の第二部はおもに後者にかかわり、そうして『原理』第三編はこの二つの問題の所在を見すえているのである。

(5) ちぎの 1 guinea = 20s., 1 guinea の純度 = 118.651grs., 銀貨 & 1. の純度 1718.7grs. から、金銀の比価は 1対14・四八となる。それは同年のネザラランドでは 1対14・四三であつた。この比率の差がしだいに開いてくる。

(6) 一方、通貨としてのギニーへの要求はようやく増加し、バンカーたちの準備金のうち重要な部分を占めるようにもなつたから、それが銀流出↓銀における悪貨の流通と相まって、ギニーには打歩がついた。

(7) それはまた信用の問題と結合した。

名譽革命政府がおこなった銀貨の大改鑄についてはほぼ周知である。革命直後までは、流通における供給の不足は銀貨の減損の大きさ——それはやがて五〇%近くにまで及んだ——にもかかわらず地金の価格からの減価を害害のない程度にとどめていたし、したがって金銀貨の価値の比率にも大きい変動はなく、フランスでの銀の値上げの影響もあまり深くはなかった。だが、革命につづく対フランス戦争はイギリスに大きい財政支出と貿易の混乱とを余儀なくさせ、これによる銀の急激な流出をもたらす反面、一つにはいわゆる「最初の信用インフレーション」を生じて銀地金をふくむ物価を上昇させるとともに、とくにギニーへの需要とそのスペキュレーションとを生み、一六九四年三月にそれまで二一シリング台だったギニーの価格が二二シリングに上って以来、翌九五年六月までのあいだにそれは三〇シリングに騰貴して、右の一般物価の騰貴率を大きく上廻った。同時にギニーの鑄造も増加した。右の事態に対処するための、財政当局者ラウンズの案は、銀貨の削損による損失を現実の不可避の事態とする前提に立ち、銀貨の量目をそこまで引下げようとするものであって、それは単なる呼称 (denomination) の引上げではなかったが、これに正面から対立したロックの提案は、要するに銀貨の全面的改鑄によって旧スタンダードを回復し、債権者の利益と国家収入とを護ろうとするものであった。右の対立はロックの方針の全面的表現、九六—九八年の銀貨の大改鑄に結果して、六八〇万ポンドに上る新銀貨が鑄造された。このばあいの二人の対立の内容については、のちにわれわれはステュアートの興味ある評言を聞くであろう。しかしここで事実として確認しておく必要はないのは、これら新鑄貨が造幣局を出ると急速に消失したこと、さきのインフレーション期につづく改鑄の進行期にも、流通の必要は金貨の需要を大いに増加させたこと、その結果ギニー使用の習慣をさらに拡大し、またその鑄造と金の大流入とを開

始させたこと、こうして——ことに新たな銀本位貨の鑄造は金の価格がわずかでも下ることに銀貨を駆逐させることとなつたから——、この大改鑄は結果において失敗であり、注目すべきこととして、金本位を呼び込む効果を持つたということである。もとよりロッキの主張は、価値尺度としての本位貨の意義を認識させるうえに貢献があつた。しかしそれは事実上の複本位制とそのなかにおける金貨の優位の傾向とへの対策としては強引にすぎた。それは「ウィリアム三世政府の賢明でない決定」⁽¹²⁾であり、「改鑄の全企画はいちじるしく混乱した」⁽¹³⁾のであつた⁽¹⁴⁾。

(8) cf. Feaveyear, *op. cit.*, p. 119.

(9) 以上の問題については、上掲の貨幣史研究の文献のほかに、種瀬茂「ジョン・ロッキの貨幣論」(一橋大学研究年報『経済学研究』一所収)および同統編『一橋論叢』三三ノ五)——ことに後者——が有益である。なお山下宇一「一六九六年の貨幣改鑄」(大分高商『商業論集』七ノ二)をも参照。

(10) ラウンズの提案は専門当局の立場から技術的に詳細をきわめるが、その眼目は「鑄貨における銀の価値は各クラウン〔五シリング〕につき六シリング三ペンスの高さにまで引上げられるべきである。なぜなら地金での標準銀の価格が(結局はイングランドにおける銀地金の大欠乏を生んだ、必然あるいは偶然的諸原因によつて)一オンスにつき六シリング五ペンスに騰貴したからである」とういふ点にある (William Lowndes, *A Report containing an Essay for the Amendment of Silver Coins*, 1695, in J. R. McCulloch (ed.), *Old and scarce Treats on Money*, 1856, new ed. 1933, p. 206.)。われわれはのちにこれに対するステュアートの同感と批判とを見るであらう。ただ、それとは別にここで、ラウンズが費用のかかる全面的改鑄を回避しようと努めたこと (cf. *ibid.*, p. 230.) にあらかじめ注目しておきたい。

(11) ラウンズを批判した。ロッキの *Further Considerations concerning Raising the Value of Money*, 1695 (こゝでは種瀬、前掲『統編』を参照)。

(12) Shaw, *op. cit.*, p. 225.

(13) Feaveyear, *op. cit.*, p. 142.

(14) ただしもとより、右の事情はイギリスの原始的蓄積の進行をおなじように混乱させたわけではない。後述のステュアート

やマルクスの指摘で知られるように、この事情は信用制度とも結合してむしろ原始的蓄積を進めたのであり、この目的においてロックの自覺的な役割はきわめて大きかったといえよう。

大改鑄の失敗以後、銀（地金・鑄貨）は急速に消失し、金（同）はますます増加した。改鑄の進行中にギニーは二シリングにまで下り、九九年には租税としては二シリング六ペンス以上には評価を許されないこととなった。しかし、これでも金はまだ国際比価において高く、上述の事態の原因となりつづけた。一六九六年以来造幣局の公職に就き、九九年にはその長となった科学者ニュートンによれば、一ギニー⁽¹⁵⁾二シリング・六ペンスという右の基準で金銀両鑄貨の純度の比価はほぼ一対一五・五をさらにわずかに上廻るが、それは、スペインで一対一六以上であるのを例外として、フランスでは基本的に一対一五であり、オランダでは一ギニー⁽¹⁵⁾二シリング・七、五ペンスに換算される比率であり、東・北欧諸国においても事情はこれと同様であつてことにスウェーデンの金は安く、さらに東インドでは一対一二、シナと日本に至つては一対九または一〇であつた。右の認識にもとづいて、ニュートンは、ギニーの一〇ペンス—一二ペンスから六、ペンス（実行案）の引下げを提案しているが、政府は右の実行案を納れ、ギニーの価格を二シリングに法定してこの比率を他に残存する鑄貨にも及ぼし、この法定比価のもとに従来どおりの自由鑄造をおこなわせることとなった。すなわち法制上の複本位制がここに確立したのである。そうして、一六六三年のポンド・スターリング（ \equiv 二〇シリング \equiv 一ギニー）の金純度は上述のように一一八・六五一グレインであるから、新たな比率（ $20s. : 21s.$ ）におけるポンド・スターリングのそれは一二三だということになる。——だが、すでに知るようにこの新比価はなおイギリスの金に有利であつたから、改革は何らの効果を示さず、一七六〇年頃にはクラウン銀貨はほとんど消失し、一方、新らしい鑄造は事実上休止と同様になつた。⁽¹⁶⁾すなわちイギリスの複本位制度は事実

上の金本位制への移行期に法制化されたのである。そうしてハリス＝ステュアートの論争は、すでにニュートンの改革を過去とする右の六〇年頃の直前におこなわれたものであった。⁽¹⁷⁾

(15) 以下、cf. *Representations of Sir Isaac Newton on the Subject of Money*, 1712—17, *Representation Third*, 1717, in MacCulloch, *op. cit.*, pp. 274—79.

(16) 参考のために一例を示せば、一六九五年から一七四〇年のあいだに鑄造された金貨は一七〇〇万ポンドを越えたのに、全一八世紀をつうずる銀貨の鑄造は一二五万ポンドほどにすぎなかった。

(17) なお、カンティロンは知人ニュートンの改革に対して、ラウンス的な立場から地金の市価に従う銀貨の改鑄を主張し、これとともに複本位制を否定しているが、まだ金本位を論ずるには至っていない。(cf. Cantillon, *op. cit.*, pt. III, chap. IV.)。——上掲のようにこの書は一七五五年の出版である。

前章で述べたように、ステュアートと『原理』第三編の附加部分とは、そのの一七七三—一七七四年の貨幣改革にも関係している。この世紀の中葉からヨーロッパ大陸では銀に対する金の比価は上昇を始め、一七七三年にはイギリスとのあいだの従来の関係は逆転して、このあいだにこんどは金がオランダに流出するとともに金貨も流通のなかで故意に軽悪化されて、いわゆる複本位制の全体が動揺した。そこで政府はすでに(一六九八年)銀貨について認められていた、一定限度以下の軽貨の受取拒否権を、一七七三年に金貨にも拡充し、ついで一六五〇万ポンドの軽悪金貨を一六六三年のスタンダードに改鑄するとともに、七四年には銀貨の強制通用力を二五ポンドまでに制限し、同時に外国の軽銀貨の輸入を禁止した。この頃、完全量目の銀貨はすでにまったく消失して、合法・不合法の銅貨や、さまざまな代用(私人鑄造)卑金属貨幣(いわゆる *shen*)がかりうじて日常取引のいちじるしい不便を補っていた。これが『国富論』の書かれつつあった頃の事態である。——だが、このような事態もまた、イギリスの原始的蓄積—その

最後の仕上げを妨げはしなかった。一六九六年の銀貨の大改鑄の直前に創設されたイングランド銀行は、自身をかなめとして、にイギリス全土に近代、信用・銀行制度を拡大した組織させ、勃興期の産業資本の要求に答えた。これによって十八世紀は九〇年代に至るまで物価の安定を示しており、この期間にあつては、原始的蓄積は強制は伴つたけれども強制貯蓄は——アシュトンのいうように——おこなわなかつたのであつた。⁽¹⁸⁾最後に、法制上の金本位は周知のように一八一六年に確立した。この年、すでに事実上本位貨幣であつた金貨は無制限法貨の資格と銀行券との兌換資格とを与えられ、銀貨は自由鑄造制から除外されて強制通用力も四〇シリングまでに制限された。それは現実の事態の法制化にすぎなかつたのである。なお、この時から新しいソヴァリン (sovereign) 金貨が誕生して一ポンドに通用させられることとなつたが、その純度は約一—三グレインとなつて旧ギニーより減少し、一七七三年の改鑄にもかかわらず以然として金の流出した事態にも対処された。

(18) cf. Ashton, *op. cit.*, p. 119. この章のアシュトンの叙述はとくに信用制度の展開に関してすぐれた要約を持つ。

三 ハリスの改革論

ハリスの *An Essay upon Money and Coins* (London) は、第一部が一七五七年に、第二部が五八年に刊行された。このうち第一部は執筆年代を四五年以前とする考証もあり、⁽¹⁾ そうするとヘュームの *Political Discourses*, 1752 や上掲のキャンティロンの *Essai*…の出版よりも先になるが、⁽²⁾ 第二部についてはそのように見る根拠はないようである。⁽³⁾ 第一部の題名は「商業・貨幣および為替の理論」(The theories of commerce, money, and exchanges) 第二部のそれは「制定された貨幣の本位はどんな口実によつても侵犯または変更されてはならないこと」(That the es-

tablished standard of money should not be violated or altered, under any pretence whatsoever)とあり、わたくし
 がここで対象とするのは、従来ほとんど省みられなかったその第二部についてである。⁽⁴⁾

- (1) 第一部が、一七三七—四五年のあいだ造幣局長官に在任した Richard Arundell に捧げられており、しかも序文には、「以下の論説のおもな部分は、真に偉大で善良なる方々のために、幾年も前に書かれた。この人は……、おそらく将来わが国の通貨についての一切の不平を除くはずの諸規定を……つくろうと企てておられたのである」と書かれていることを根拠とする(堀家文吉郎「貨幣数量説のジョセフ・ハリスにおける容喙」、『久保田明光教授還暦記念論文集』、二八九、二九一ページを参照)。ちなみに、ハリスは一七四八年に造幣局の試金官 (assay master) となっている。ステュアートは帰国後、この「ヨーロッパ最良の試金者だったハリス氏」と会話をし (Mr. Harris……told me という表現をそう解してよければ。——ハリスは六四年まで在世していた) 文通もしているが、それはパーミンガムでシリング貨が偽造され政府がそれをわざと見逃しているという一般の風評を両者が試金の結果否定したことを示すだけのものである (cf. II, 99 n./III, 133 n.)。
- (2) *Essai* の執筆は一七三〇年代の前半とされ、三者のうちではこれがいちばん早。
- (3) 第二部は Henry Bilson Legge に捧げられ、この人物の職名を Lords of the Treasury の一員、Chancellor and Under-Treasurer of the Exchequer、また Privy Council の一員としていえるが、彼が Exchequer の長官に任じたのは、中斷期を入れて一七五四—六一年にわたったからである。
- (4) しかしこの書はその本来の目的から、第一部においても本位や為替などの問題を原理的に取扱っている。マカロックの解題によれば、それは「貨幣の価値や為替の変動を決定する諸事情の説明に加えて、富の増進における商業の影響と労働の分割とに関するいくつかの立派な解明を含む」(McCulloch, *op. cit.*, xii) ものである。したがってハリスに関するこれまでの諸研究は、その書のいわば附加的部分に向けられていたわけである。スミスの前史としてハリスを見るばあいそれは当然でありまた意義を持つが、貨幣制度論のすぐれた初期の古典としてこの書を見るとき「線は意外にのぼされていない」(堀家、前掲、二九〇ページ。——堀家氏もこの問題の存在を指摘しただけである)。なお、ハリスについての従来の個別研究には、久保田明光「『貨幣論考』に現はれたるジョセフ・ハリスの経済思想——主として其の富、価値及び分業理論に就いて」(同著『近世経済学の生成過程』所収)、小林丹「ジョセフ・ハリスの経済学説」(舞出教授還暦記念論文集『古典学派の生成と展開』

所収)、および上掲の堀家氏のものがある。ウィッカーズの原著(前掲)にハリスの分析が含まれていないのは惜しまれる。——なお、以下でのわたくしの第一部についての叙述は、本論文の構成と目的とから、もとよりきわめて簡単なものである。

ハリスの著書の第二部は、『原理』第三編とは逆に、その主張が端的かつ明快である。それは一貫して銀貨のみを本位貨とみなしてその悪鑄(debasement)を拒否し、これに対して金貨(ギニー貨)の価格を引下げるべきことを力説する。⁽⁵⁾そうしてこの問題の歴史的な意識の点ではロックを批判的に継承し、⁽⁶⁾ラウンズの立場を否定している。それは二章だけから成るが、第一章は歴史的叙述と著者の正しいとする先人の意見の紹介とであつて、主力は全二節と後記とを配列し・第二部の副題をそのまま表題とする、長大な第二章(104 pp.)に置かれている。その内容はほぼ以下のように要約されるであらう。——

(5) だからこの書を初期の単本位論の代表的文献と見なすこと(堀家、前掲、一九〇ページ、Palgrave's Dictionary of Political Economy, 1928等)は、右の単本位が金本位でないため、かならずしもハリスへの十分な積極的評価とはなっていない。ただしポールグレイヴの辞典はハリスが金本位制に懐疑的であつたことをしるしている。

(6) ハリスは一七世紀末の改鑄論争における「偉大なロック氏」の主張の正しさを認めつつ(cf. op. cit., pt. II, p. vii)——第二部も新たにページを起している)、さらにつつづけていう、「ロック氏は彼の主題を十分に考察するに至らぬうちに仕事に呼び出されたように思われる。こうして、彼は当時の論争の主眼点においては完全に正しかったといえ、この主題に関する彼の著作は、尨大であるにもかかわらず貨幣理論の体系として考察するとなると、誤りにすれすれの数個所を別としても、きわめて不十分であり不完全である」(ibid., p. viii)。

ハリスによれば、先人の言を見ても貨幣がそれ自体に実体的価値(real and proper values; intrinsic quality of pure metal; intrinsic estimation)を持つてこれを任意に左右しえない事実の認められていたことはたしかである。⁽⁷⁾この認

識を共にするかぎり、悪鑄に反対することとなるのは当然である。この悪鑄すなわち本位の引下げ (debasing the standard) のうち、ラウンズの方法はそれが改鑄を避けて呼称の引上げ (事實は主として輕貨の呼称の正当化) を企てた点でもっとも禍害がすくないが、「しかしこれは一見して歴然たる愚策であるから、わが国の近來の企画者たちはそれが何らかの役に立つとは考えない。」⁽⁸⁾——だが、右の單なる主張は理論的にはどのように展開されるか。まず、鑄貨のスタンダード (本位) は長さのそれとおなじように、呼び名はそれぞれ違つても國際的な量的比率が定まっており、これを勝手にちぢめる (debasing のばあい) ことは不当である。ことに貨幣は、それがあらゆる他の尺度にまさつてすべての商品の普遍的尺度であり、またあらゆる契約にあつたての等価でも尺度でもあるから、その本位は大切に守られなくてはならない。そうして、昔は鑄貨の呼称はその量目に一致したが、こんにちでも特定の貨幣名の含むべき銀——とここではない——の量はやはり法律によつて定められている。これを基礎として、悪鑄の害をうけてきたわれわれの経験は、本位を不変に保つべきことの慣習法をいっそう確認しているのである。⁽⁹⁾ 悪鑄↓本位の引下げはただちに外國貿易条件にひびき、それをつうじて国内にも物価高の悪影響を及ぼすであろう。またそれは、明らかに債権者に損害を与えるだけでなく、この加害と信用の破壊とによつて、債務者をも困難に追いやるであろう。地主は地代において、貨幣所有者 (monied man) は元本と利子との双方において、損失を受け、ただ労働者と職人 (labourers and workmen) との女がやがてその實質収入を回復しうるのみであろう。このような事態に対する予防的立法措置、ことに旧債の旧本位での返済の強制は当然考えられるところであるが、これは一方の本位引下げに対して「相互に破壊しあう二つの法律を發布する」ことであり、あらゆる階級を不必要な混乱におとし入れるにちがいない。⁽¹⁰⁾

(7) この点は一六四〇年の枢密院におつて Sir Thomas Rowe の演説、Martin Folkes, *A Table of English silver Coins from the Norman Conquest to the present Time, 1745* その他の諸文献の引用にもとづいて述べられてゐる。

(8) Harris, pt. II, pp. 25-6.——以上までは第一章から。

(9) 以下 cf. *ibid.*, chap. II, sects. 1-11.

(10) 以上 cf. *ibid.*, sect. III. 引用は p. 45.

それにもかかわらず、本位引下げ論の生れてくる源は、むしろ宮廷コウテイにはなく、悪鑄から直接に利益をひきだす特定の人々、すなわちバンカー、金貸業者、あらゆる種類の貨幣仲買人、およびことに、改鑄による仕事の増加から利をうる造幣局の役人 (mint-master) である⁽¹¹⁾。——ところで、問題の根本に関係のあることだが、金銀の両鑄貨がともに法貨として流通する現前の事態において、そのどちらが真の本位貨であろうか。後述のように銀こそ本位であるにもかかわらず、双方が同様に本位だという者もあるし、金が本位だという者もある。この後者は、金は現実イマゼンツに大商人の本位だから当然国民的本位だというのである。しかも彼らは、現在では銀貨よりも金貨が多く、したがって両金貨の法定比価のゆがみを正すときには、国民の持つ貴金屬の価値における損失を小さくするために、銀貨の価値の方を引下げるべきであると主張する。さらに彼らは、外債の元利の支払いのためにも、債務国イギリスは金貨の引下げをおこなうべきではないというのである。⁽¹²⁾ 右の主張は別に批判するが、イギリスに銀貨が欠乏していることの理由は、鑄造価格 (mint price)——鑄貨の法定価格であつて造幣料ではない——が他国に比べて金に高く銀に安いからである。この法定比価は地金にまでは及ばないから、市場機構は法律の欠陥を正すために働き、銀地金が上るか金地金が下るかするはずであるが、自由鑄造制は後者の運動を妨げるから、前者のみがおこなわれることとなる。ところで「金も銀も商業の目から見れば商品であり、それらが鑄貨の形をとつていようと地金の形をとつていようとおなじことであ

る。そうして両者の市場価格はその相互について、さまざまな場所での鑄造価格を無視してどこでもほとんど同一である。このことは、イギリスへの金の流入とイギリスからの銀の流出との事実を説明するにたるものである。「トレードは法律の手がとどくには目が早すぎる。しかも金と銀との地金は、相互に関する不均等にすこしでも耐えるにはあまりによく知られたほしがられている物なのである。」⁽¹³⁾

(11) 以上 cf. Harris, *op. cit.*, sect. III. イギリスの造幣局の制度は古いものを残していた。役人の収入が鑄造高に対するコミッションのかたちをとったこと、職人は自己の計算でも仕事をしたこと、一七七三—七四年の改鑄がカンパニー組織をとっていたこれら職人たちに大きい収益を与たこと等については Ashton, *op. cit.*, p. 167 を見よ。

(12) 以上 cf. Harris, *ibid.*, sect. V.

(13) 以上 cf. *ibid.*, sects. VI—VII. 引用はそれぞれ p. 62, p. 63. なお sect. XII. におけるつぎの言葉をも参照。——「わたくしはさきに、鑄貨一般の価値を上下させることは法の直接の力の及ばないところであって、ただ流通にある鑄貨の全体量を増減できるときにこれに間接の影響を与えるだけであることを示した〔上掲トーマス・ロウの演説と同時期の枢密院への委員会報告書によって〕。だが国家は、銀に対する金のほかにわが国がなしたように、他の種類の鑄貨に比べてその隣国でおこなわれているよりもいっそう高い価値を、一種別の鑄貨に与えることはできる。このことの結果は、これまでいつもそうであったし今後もいつもそうであろうが、低く評価された鑄貨の流出である」(p. 74.)。ロッキはこのことの認識の欠如のゆえに批判されている (cf. p. 58.)。

しかし国際取引のばあいとは別に、「国内の制度と取引とにあってはどんなばあいにも、「金銀の」どちらかの金属が貨幣——すなわち他のあらゆる物の価値の標準的尺度 (standard measure) でなくてはならない。そうしてこの標準は、……あらゆる禍害をひきおこさずには変更できないのである。」また、金銀もその鑄貨も、ほかの商品と同様にその量の多少にしたがってその価値を減増させるのではあるが、「それでも」そこには特殊な事態が存在する。「鑄

貨とされるもの、すなわち貨幣^{マニヤ}としての鑄貨は市場の変動を免れる。しかもあらゆる契約の尺度である本位鑄貨は、その価値が永久不変と見なされるべきであって、時間によって貨幣の価値のうえにもたらされる上述のゆるやかな変化は、人間相互の一次的取引には考慮されるべきではないのである。⁽¹⁴⁾しかも、流通内における不可避の結果である鑄貨の軽量化は、それを標準とする改鑄↓本位の引下げに根拠を与えない。なぜなら、その改鑄は限度を見きわめないし、一方、個人による削損は法律によるものとは本質的に別物だからである。後者のばあいには、人は「銀貨については上述の一六九八年の法律で」輕貨の受取りを拒むことができるが、前者のばあいはそれを許されない。しかも現実には鑄貨がその量目に無関心に流通しているかぎり、個人は損害をこうむらないであろう。確立された本位は個々の貨幣片に權威を与⁽¹⁵⁾える。外国貿易の面だけでは輕貨による損失は生ずるが、輸出される銀貨は国内流通量に比べればわずかなものであるから、ここで問題とするにたりないであろう。⁽¹⁶⁾——そうして、この確立された本位は、イギリスでは昔から、しかも適当にも、銀である。⁽¹⁷⁾なるほどこんにち、金貨の価格も法定されるようにはなった。だが一ギニーの価格が二シリングで表示されていること自体、シリングがギニーの標準尺度であることを明示している。したがって金貨による長期契約の支払いは、支払時における金貨を、^{スタンダード}標準である銀貨に対する比率に換算しておこなわれるのである。この点では、金貨は一般の商品と異なるところがない。⁽¹⁸⁾

(14) 以上 cf. *op. cit.*, sect. III. 引用は p. 64, p. 65.

(15) ここではラウンスのみならずロッキも批判されているわけである。

(16) 以上 cf. *ibid.*, sect. XIII.

(17) 複本位制の否定とイギリスおよびヨーロッパ諸国の大半が銀本位制であるという主張とは、すでに第一部 (pp. 57—62) ではつきりとおこなわれている。またそこではつづいて、銀の価値の変動(下落)は徐々たるものであることが指摘されてい

る (pp. 62—64)。なお、ハリスが貨幣価値の貴金属素材生産費説から数量説へ移行してゆく筋道については、筆者稿、前掲、八四ページを参照。

(18) 以上 cf. *ibid.*, pt. II, sect. XII.

のみならず、銀本位制には長い歴史があり大衆的な基盤がある。「わが国の大規模な国内商業ないし事業は、おもに、すくないとはいえ銀でおこなわれている。労働者、手工業者、あらゆる種類の製造工業者たちは、その日々の賃銀を銀で支払われている。彼らの受取るものは明白に彼らの本位であり、しかも労働はあらゆる富の基礎であるから、その価格の支払いに向けられるものは、たとえ法律が反対に定められていようとも、国民の真の本位であるであらう。」このように銀が本位であることは疑いの余地がないから、現在金本位への移行は不可能である。「好きなように法律を發布するとしても、労働の価格を測りこれを支払うものは、結局は国民の真の本位であろう。そうして金は現在のところ、日々の賃銀の支払いとごまかしました必需品の購買とのためには高額にすぎるのである。」⁽¹⁹⁾それゆえ、銀の流出する現在ではむしろ金の法定価格を下げなくてはならない。これに対しては、上述のように、銀貨に対する金貨の多量および外債の負担の存在という事実から、それが大きい損失を招くとして反対する主張がある。彼らは、「ギニーのレイトが一シリング引下げられたばあいには国民のなかの全ギニーの二分の一の損失となると云い、一方、現在二〇シリング以上の銀に値しないギニーが二一シリングに通用すると法定され「てい」れば全ギニーに損害はないと云う。」⁽²⁰⁾しかしこれはシリングなり二一なりという言葉を使い分けてみせた魔術にすぎず、単なる言葉の遊戯にすぎない(この論断はのちにステュアートの批判を受ける)。また、ギニーのシリングに対する引下げはその量目の変更ではないからその国際価値に影響するはずはないし、他面に予想される物価の下落⁽²¹⁾は、ギニーの所有者にとって

は、銀の本位の引下げによるインフレーションの混乱に比べると、きわめて有利なことは明らかであろう。さらに外債の支払いについては、銀本位の引下げこそそのひきおこす混乱によって国家の対外信用の根本をゆるがすであろう。したがって、現在のイギリスでは銀は極度に減少しているけれども、銀本位は守られねばならず、そのためにはギニー金貨は——現行の二、一、シリング、から、ほ、ほ、二〇、シリング、まで、——引下げられなくてはならない。もしいつの日か本位を変更する時が来たとするならば、そのときは現在とは別の計算単位の呼称を選ぶべきであろう。⁽²³⁾

(19) *cf. op. cit.*, sect. XIII. 引用は p. 91, p. 93.

(20) p. 96. (sect. XVIII.)

(21) これは外国為替がイギリスに有利になり、輸入商品の価格が下落することの影響として説明される (*cf. pp. 98—9*)。

(22) ハリスは原理的な立場をとって数字の詳細にこだわらないが、ここに示した引下げ率で議論を進めている。直前の引用のほかに、*cf. p. 98*.

(23) 以上、*cf. sects. XIII—XIX* (前半)。引用は p. 96.

銀本位制が確保され銀貨の価値が守られなくてはならぬのは、債権者、ことに多額の発行高を示す公債の所有者の権利が侵害されないためにも当然である。「真の愛国者はみなわが国の公債が減少するのを見ることを望んでいる。

……だが、将来の状態がどうであろうとも、事の急迫がどれほどだろうとも、貨幣本位を引下げて負債を抹消するといふ、拙劣で不公道でもっともおそろしい例の方法は、考えおよぶ最後のものであろうことが望ましい。なぜならその方法は、あらゆる財産を同様に荒廃させ、あとで回復することが容易でない普遍的恐慌と信用の崩壊とをつくり出すからである。」そうしてまた、こんにちイギリスの賃銀 (*Day-wage*) の高いことを歎く人々は、低賃銀が一般的貧困の示す現象であって、貨幣価値の切下げがこの貧困の上にごそ表現されるであらうことを知らなくてはならない。フ

ランスの絶対主義は低賃銀と貧困とを人民に強制しているが、克ちとられたイギリスの政体ではそれは不可能なのである。⁽²⁴⁾

(24) cf. *op. cit.*, sects. XIX (後半) — XV. 引用は pp. 108—9.

われわれは以上の要約において、(一)ハリスが複本位制度の批判者であったこと、(二)ただし制度と時代との趣向を悟らずに銀本位制をつよく支持したこと、(三)同時に銀貨の尺度標準(本位)の名目の維持を、銀貨の極端な不足と軽悪化とのなかで主張したこと、(四)このためギニー金貨の価格の引下げを要求したこと、等を知った。それはロックとニュートンとの系譜を継ぐものではあったが、銀貨の改鑄を必要としなかった点、国際的な金銀比価の問題を重要視した点は、ロックと異っている。これらのほかにまた、(五)ハリスが債権者(ことに公債所有者)の立場にあって発言していることも、ロックの継承者として記憶にとどめておくべきである。なお、ハリスの著書の第一部は、スミスのともいえる語調で、貨幣不足という一般の訴えを事実に戻すとして斥け、貨幣はそのもつとも豊富なところで比較的、欠乏するものであって、それは不用意な投資を原因とする、個人の手中での欠乏にすぎないと語っている。⁽²⁵⁾ われわれは日常的通貨であった銀貨の絶対的欠乏という事実にもかかわらずハリスにこの言のあることを、金貨の使用の拡大と信用組織の整備という、イギリス一八世紀における原始的蓄積の急進展の一面面での現われを基礎として理解することができであろう。——もつとも、銀行信用に対するハリスの態度はあくまで手堅いものではあるが。⁽²⁶⁾ そうして彼が、退陣・解消しつつある複本位制度のなかで、もはや新しい主役ではない銀に執着したのも、母国の貨幣・信用制度と政治体制との全体に対する信頼と無縁ではなかったように思われる。ただその結果、ハリスは来りつつある金本位制についての洞察を持てなかつたのであった。それなら、これらすべての問題に対して、ステュアートの『原理』

第三編はどういう態度をとったであろうか。

(25) cf. *op. cit.*, pt. 1, pp. 103—6.

(26) cf. *ibid.*, pp. 100—1.

四 『原理』における貨幣と鑄貨

われわれはこの小論におけるテーマを十分に取扱うために、まず、簡単にながら貨幣の本質に関するステュアートの把握を知ることからはじめなくてはならない。『原理』第三編の短い「序説」によれば、貨幣という主題が『原理』に導入されたのは、第二編末尾の諸章すなわち「富の均衡の振動、および流通」(Vibration of the balance of wealth and circulation)を取扱った諸章⁽¹⁾においてであった。わたくしが別の論説で示したように⁽²⁾、右の諸章では、第一に貨幣(ただし貴金屬鑄貨)は土地とならんでもっとも高度な不可滅性を有し、このゆえに鑄貨と他の有形的消費財との交換は、前者を獲得する側にとって「富の均衡」のプラスになること、第二に、しかし成熟しコスト・インフレーションの傾向を持つ「国内トレード」(↓外国貿易の一時的消失)の段階で就業の維持のために国内「流通」を増大させるには、それ自体の内在的価値(intrinsic value)を保持する貴金屬鑄貨すなわち「眞実貨幣」(real money)のほか⁽³⁾に、ひろく信用の範疇に属するところの紙券すなわち「象徴貨幣」(symbolical money)の使用が必要であると、この「象徴貨幣」の基礎にやがては土地を置こうとしたことが述べられていた。こうして『原理』は、チェーンバレン(Hugh Chamberlen)ら一七世紀末の土地銀行論者たちの思想を継承したばかりでなく、「非名目主義者であったがいわば貨幣主義者ではなかった」⁽⁴⁾点でも彼らの系譜の上にあるといえるであろう。しかし、その後の学説史の

なかでステュアートの貨幣論が占めるもつとも独自の地位はただちに第一編第一章に展開され、はやくマルクスによってとりあげられた、その「計算貨幣」(money of account)の説に因るものである。

(1) 1, 523/II, 267.

(2) 筆者稿「ステュアート『原理』における「奢侈」について」(三)(本誌一七〇一)、一六七—八、一八四—五ページを参照。この問題では第二六章が中心である。

(3) 杉山忠平『イギリス信用思想史研究』一四四ページにおける、チェーンバレンに関しての言葉。——チェーンバレン↓『原理』は注目すべき系譜を示している。

当の第一章でステュアートはいう。「諸金属はきわめて長いあいだ貨幣の用を果たして来たので、貨幣^{マニイ}と鑄貨^{コイン}とは、それらが原理的にまったく異なるにもかかわらず、ほとんど同義語になっている。／＼だから貨幣を取扱うばあいには最初になすべきことは、相互に混合されることによって主題の全体を極度に曇らせるにあずかって力のあった二つの觀念を分離することである。／＼わたくしが計算の貨幣と呼ぶものは、売ることのできるものの相対的価値、(respective value)を量るために発明された、等しい部分からなる恣意的な度量標準 (scale・マルクス訳 Massstab) にほかならない。／＼。だから計算の貨幣は、(価格であるところの)初版のみ鑄貨の貨幣とまったく別物であって、たとえあらゆる商品に対する適当かつ比例的な等価物となりうるような実体が一つもこの世にもなかったとしても、存在できるのである。」右にいう「計算の貨幣は、諸物の価値に対して、度・分・秒^{ディグリー}などが角度に対し・また縮尺が地図や各種の設計図のために果たす役目とおなじである。／＼これらすべての発明にあっては、つねにある「特定の」名称が単位として用いられる。／＼……／＼まさにこれと同様に、貨幣における単位は価値のどんな部分ともいかなる不変・一定の比率をも持ちえない。というのは、それは金・銀または他のいかなる商品のどんな特定の量にも永遠に固定され

ることができないのである。／しかし、それはしばらくは一定にしうるから、われわれはこれを倍化することによって、最大の価値にまで登ることができる。……／諸物の価値は多くの状況に依存するが、しかし四つのおもな項目に集約できよう。／第一、価値づけられるべき諸物の豊富さ。／第二、これらに対して人間の持つ需要。／第三、需要者間の競争。そうして／第四、需要者の「購買」能力の大きさ。……／このように諸商品の価値は、それら自身に関係を持つ諸状況（の一般的結合―初版のみ）と人間の気まぐれとに依存するものであるから、それらの価値は、それら相互の関係において変動するものとしてのみ考察されるべきである。その結果、これらの比率の変動を一般的な・一定的な、不変の度量標準スケールを用いてその決着から妨げまどわすものは、すべてトレードに対して有害に作用し譲渡にとつて邪魔物となるに違いない。……／貨幣は、厳密にかつ学問的にいえば、上述のように、等しい諸部分から成る観念的度量標準である。その一つの部分の標準価値 (standard value. マルクス訳 *Massenheit des Wertes*) に何を採るべきかという問いには、わたくしは別の問いをもつて答える。度・分・秒の標準的な大いさは何であるか、と。／それらのものはけつてこれを持たない。そうして人間が習慣によつてこれに与えるのを適當と考えるもの以外を、それらは持つ必要がないのである。しかし一つの部分が決定されるやいなや、残りの全体は、度量標準の本質にもとづいて、これに比例的に従わなくてはならない。……／それゆえ、つねに同一の価値を維持し、それ自身静止して、あたかも諸物の価値の変動する比例のあいだの正しい均衡であるような貨幣だけが、それによつて価値が量られる唯一の永久かつ不変の度量水準である。／このような種類の貨幣とその創設の可能性について、われわれは二つの実例を持っている。第一は世界でもっとも物を知っている国民のあいだのものであり、第二はもっとも無知な国民のあいだのものである。アムステルダム銀行はわれわれに一つの例を提供し、ア

ンゴラの海岸はもう一つの例を提供する。／フロリン・バンコは純粋な金や銀のポンドよりもいっそう一定した価値を持つ。それは商業の技術に詳しい人間が考えて案出した単位である。／この銀行貨幣は海中の巖のように不動である。この観念的標準Maßstabにしたがってあらゆる物の価格が規制され、ほとんど誰もそれが何に依拠するかを正確に言うことができない。⁽⁴⁾

(4) *Principles*, I, 562—31/ II, 270—76. 『経済学批判』でのマルクスの引用は、右の範囲でさらに要約してある。

右の引用は長大にならざるをえなかったが、『原理』におけるいわゆる「計算貨幣」の理論はほほ以上で尽くされている。それは『経済学批判』のマルクスによって、貨幣の観念的度量単位説 (die Lehre von der idealen Massinheit des Geldes) として、「彼〔ステュアート〕の後継者たち〔Lord Castlereagh, Thomas Attwoodら〕——彼を知らなかったのだから無意識な後継者なのだが——が一つの新しい言いまわしも一つの新しい例さえも見いださなかったほど、完全に展開(5)されている」と述べられたものであった。そうしてマルクスはこのドグマへの批判として、ステュアートは価値の尺度が価格の度量標準へ転化することの必然性を理解せず、ここから、度量単位としての一定分量の金を尺度としての金の分量から引き離し、こうして前者の大きさを単なる慣習の結果と誤認したこと、彼の比喩的あげた角度の単位は、どのようににその区分の呼称を変ええても、やはり質的・量的に数学的図形に規定されるものであること、また彼が実例としたアムステルダム銀行のフロリン・バンコの安定性はスペインの良質なドゥブロン銀貨 (dublonen) を十分な準備金としていたからであり、さらにアフリカのアンゴラ貨幣の存在は単なる風評にとどまること、を明確に述べている。⁽⁶⁾ けれども、『原理』がそのいわゆる「計算貨幣」論に達するにはもとよりそれなりの理由があった。土地銀行↓(象徴貨幣)論におけるステュアートの先人チェインバレンは、貨幣に対する前述のような

把握にもかかわらず、金銀の自然価値の基礎に、一般商品のばあいとおなじく、労働価値論を置き、またハリスも前述のように（前章注17）、貨幣価値の金属素材生産費説をいちおう立てたりえて数量説へ移行しているが、ステュアートにはその体系の基礎的位置に——また独立の表現として——労働価値論はなく、したがって『原理』における貴金屬の内在的価値とはその素材としての使用価値であって（すなわち商品は人間労働によって加えられるいわゆる *useful value* のほかに、自然の産物である単純な実体そのものの持ついわゆる *intrinsic value* を合体せしめた *total value* を有し、しかも貴金屬製品は製造工程においてその *intrinsic value* の部分をすこしも損わないとされる⁽⁹⁾）、しかも行論の過程からは金銀の価値についてのコスト的な分析は見当らない。貴金屬の価値のこのような主観価値的把握は、他方において、第二編でのヒュームへの批判⁽¹⁰⁾にもかかわらず結局は上の引用の中段に示される数量説的思考——ただし貨幣価値の側から見ても——をステュアートにも採らせることとなり、この事情は首尾相まって、彼に価格の度量単位 (*coin*) と価値の尺度とをこのようにはつきりと分離させることとなったのである。

(5) Marx, *Zur Kritik, Volksausgabe*, op. cit., S. 78. 邦訳、大月書店選集版、補巻8、八〇頁。

(6) cf. *ibid.*, SS. 80—1. 邦訳、同右、八一—三頁。——ただし、ステュアートはアムステルダム銀行の準備金について知らなかったわけではない。彼は第三篇第二部で「かの「アムステルダム」銀行のなかの鑄貨の保蔵がその価値をいかにしていっそう安定させるか」(II, 56/III, 77)を問う、そこで準備金とフロリンとの関係を問題として、兌換の拒否と、良質の金銀「貨」を大量に退蔵してそれらの商品性とそれらの比価の変動による現実的影響とを排除することが、それらの価値を安定させ、それが諸悪貨に対するフロリンの基準性をつよめるのだらうかと、例によって自己の分析能力に対する謙遜の言葉とともに述べている。わたくしはこの事実を指摘しておきたい。なお、A・スミスは、アムステルダム銀行が良質の鑄貨の預金と信用の基礎としての莫大な地金とを保有すると語っている(『国富論』第四編第三章第一節余論)。

(7) 杉山、前掲、一四二、一六一ページを参照。この前者 (H. Chamberlen, *Some few Considerations supposed useful...*

…、1683) からの再引用——「金、銀は他のすべての財貨と同様に真実の自然価値と市場価値とに関して考察されなければならぬ。そしてこれらのものはともぎわめて可変的なものであって、法によっては規制されない。すべての財貨の自然価値は、それを生産し市場に持つてくる上での労働、負担、および危険の費用であって、価値はこれに應じてかわる。…市場価格は財貨の多少に應じてかわる。」

(8)・(9) 筆者稿「ステュアート『原理』における「利潤」について」(本誌一四〇二、とくにその五八—九ページ—、361—2/Ⅱ、356を引用——を参照。

(10) cf. *Principles*, bk. II, chaps. XVIII—XIX. 筆者著『経済学の形成時代』七七—七九頁以下。

しかし、この小論の目的にとつては、問題は第三編のこれからさきの展開にある。さて、この編は「計算貨幣」について論じた第一章につづいて、ともかくも貴金属がその物質的特性によつて「価値の一般的尺度」、「譲渡しうるすべての物に対する適当な等価物」としての役目を果たしてきたことを認めたい、ここにただちに復本位の困難性を採りあげて、「度量標準メイトの単位は、両金属メタルに実現されているとはいへ、つねに同一「の大きさ」でなくてはならない。さもないと全操作がもつとも根本的な部分で失敗する。単位をこのように実現することは、幾何学の角度アングルスに一对ツイの規定を合わせるようなものである。…／＼両金属を計算の貨幣に合わせるこの操作は、あらゆる種類と呼称との鑄貨に実現されてこの標準スタンダードに合わされている貨幣単位に対して、双方の金属が正確で一定した比率を持つことを意味する。／＼標準のある一部分を代表するところのどちらのどんな鑄貨に、最小の一部分が附加されたにしても、あるいはそれから除去されたにしても、実体的貨幣 (material money) の全体系は顛覆する」と述べる。〔計算貨幣〕と鑄貨または「実体的貨幣」との分裂は、その基盤の上に、二種の法貨の流通による困難な問題をさらにつけ加えるわけである。なお右と関連して、標準 (本位) の引上げと引下げとの問題がやがてとりあげざるをえなくなるが、ステ

ユアートは引下げについて定義して、「国民が勘定に用いる呼称であつてわれわれが貨幣単位と呼ぶもののなかに含まれるところの、純粋の金屬の量目の減少である」⁽¹²⁾としてゐる。さて、複本位のばあい、両金屬の比価の変化は、価格体系の混乱の結果、貨幣単位を実現する金銀のいづれかの量を変更しなくてはならなくさせるであろう。⁽¹³⁾右のばあい、例えば銀を本位と定めてみても、金貨もまた流通しているかぎり度量標準としての兩者の不一致は結局のところ避けがたいであろう。金は安定していても銀の価値が上れば、この局面では、伸び盛りの若者が毎日歩測をつづけるのおなじ結果になるであろう。だが金銀は事実上相互に度量されるとはいえ、右のように銀を本位とすれば、金の価値がこの本位に対して変ると考えればよいし、それにこのばあい、銀による債務はその成立の時の銀の重量で返済されればよい、という議論もある。しかし、銀そのものがそれへの需要の増減によつて金を含む他の商品に対する価値^{リムツ}を変えるならば、それは本位とはいえないし、事実上も、金もまた度量標準なのであるから、銀を普遍的価値尺度とはけつしていえないのである。したがつて金で量つた価値と銀で量つた価値とは直接には比較できないであろう。また、銀を単なる商品として借りたばあいは別として、その貨幣としての価値が上つたばあいに重量で返済することは払いすぎである。——こうして、普遍的価値尺度の存在は必要であるにもかかわらず、鑄貨はその内在的価値を變動させるし、複本位制は右の事態をいつそう複雑化させるし、さらに「象徴貨幣」はそれが確實な財産ないし内在的⁽¹⁴⁾価値に実現されるうえでの危険を伴う。「純粋に観念的な計算の貨幣」(pure ideal money of account)が確立しないかぎり、つぎの二律背反は免れないであろう。すなわち、「素材的貨幣をいつそう完全にするために、金屬の商品としての性質がそれから取り除かれなくてはならず、紙幣をもつと完全にするために、それが金屬ないしは土地の担保にもとづいて流通させられなくてはならない」⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾のである。

- (11) I, 533/II, 279-80.
- (12) I, 534/II, 280.
- (13) *cf.* bk. III, chap. III.
- (14) I, 542/II, 290; I, 548/II, 300.
- (15) I, 540/II, 288. ここでステュアートが、「金属に関する利便はこの研究のなか(この編の末尾の余論の章の第四項)で〔論及の〕場所を見いだすであろう」と述べているのは注目に値する。それは前注(6)に指摘した個所を含むからである。
- (16) このほか第三章の末尾には、「素材的貨幣に伴う小不便」として、(一)それが流通のなかで減損すること、(二)鑄造が不正確であること、(三)鑄造の費用が地金の価値に加わること、(四)君主の恣意によってその価値が変えられうることをあげ、「商取引は鑄貨の最小の欠陥からでも利益を引き出す」ことを述べている(*cf.* I, 540-2/II, 288-90)。

こういう混乱した複本位制度のなかにあって、鑄貨の作用をできるだけ「観念的な計算の貨幣の不変の度量標準に近似させる」⁽¹⁷⁾ために政治経済学が提出する救済策としては、ごくさしあたり、つぎのものが考えられるであろう。第一。金銀のうちのどちらか一つだけを本位とし、他を市場の変動に放任する。第二。おなじく、他を市場価格にしたがって法定する。第三。「貨幣単位の本位を両金属の平均値に定めてそれらのいずれの一方にも固着させず、鑄貨をこれにしたがって規制し、両者のあいだの比率がいちじるしく変化すること、新しく鑄造〔改鑄〕をおこなうか、一つの金属の呼称を上げ他の金属のそれを下げるかして、単位を金と銀との平均値に正確に保つてゆく」⁽¹⁸⁾。具体的にいえば、金銀の比価が対一四でありそれらの「単位」がそれぞれ一〇〇グレインおよび一四〇〇グレインと仮定して、右の比率が対一五に変わったばあい、平均的単位は対一四・五、すなわち九六・三分ノ二グレインの金(銀一四〇〇グレインに対する金二、〇〇グレインが、新たに前者に対する一五分の一すなわち金九三・三分ノ一グレインと変り、両者の金の合計一九三・三分ノ一グレインの半分がこの数字となる)および一四五〇グレインの銀(一四〇〇

グレインと一五〇〇グレインとの半分)に、変化する。第四。二つの単位と二つの標準とをそのままにしておき、契約のばあいの選択を自由に委せる。第五。債務者は請求のあったばあい半額を金、半額を銀で支払うべきこととする。ただしそのためには、いっそう広い取引の範囲で同様のことが必要とされよう。——なお、複本位制度の生む問題以外に、単に鑄貨の流通に伴う諸困難への対策もさまざまに考えられる。とはいへ、対象と問題とのふくむ複雑さと困難さとは、以上をほんの序論的提案にすぎないとしてステュアートにつきのように云わせる。「さしあたってのわれわれの仕事は、鑄貨におけるあらゆる混乱によって貨幣単位の価値がさらされるところの変動を指摘し、単位の価値がこの変動にさらされるはずのあいだは、素材的貨幣は右のばあい欠陥を持つとすべきだということである。」⁽¹⁹⁾複本位制に対する分析と対策との詳細は、すべて以後の展開に托されるのである。

(17) 一, 542/II, 291.

(18) 一, 543/II, 292. ただし、初版ではこのあとに「この観念は不分明だが、あとで十分説明されるであろう」とあるのみで、その説明は第一八章に委される。したがって以下の具体例は全集版(II, 292-3)のものである。ただしここでは、金の単位の平均すなわち一九三・三分ノ一の半分を九六・六分ノ五としているが、計算上の誤りと思われるので本文のように改めた。(19) 一, 545/II, 296. 両版の表現にわずかな違いがある。ここでは全集版に従う。——以上は第四章。

なお、複本位制の困難は単に上述の点にあるだけでなく、両法貨の法定比価と市場比率とにずれが生じたばあい、前者において高い鑄貨が——いわゆるグレンシャムの法則での悪貨として——安い法貨を市場から駆逐するという結果が生まれるという点にもある。「比率が変化して、例えば銀が金に対してその価値を高めたとしよう。その瞬間から、銀鑄貨に実現される単位は金鑄貨に実現される単位よりも大きい価値を持つということになりはしないだろうか。しかし、法律はこれらがいずれも等価値に通用すると定めており、債務者は彼につごうのよい法貨で支払うとい

う自由 (option) をいつも持つているのだから、彼らはみな金での支払いを選び、こうして銀鑄貨は、それが鑄貨のかたちで流通するときに持つよりも以上の価値で地金として売られるために、熔解されたり輸出されたりはしないだろうか。⁽²⁰⁾ そうしてこの事態への対策として複本位から単本位に移るとしても、右の例を前提としていえば、金本位に移れば本位の引下げとなるし、銀本位に移れば反対にその引上げとなるであろう。さきに金・銀の「平均値」のままに変動する計数単位 (numeraary unit) の創出を提案したのは、この不条理に処するためでもある。もつとも、この方策を別とすれば、単本位制は複本位制よりもましであろう。なぜならこのばあいには、本位とされる金属の価値が動いたのか単なる商品としての一方の金属の価値が動いたのかが分明でなく、それゆえ、債権者・債務者間の損得の関係もまた蔽おほわれるからである。⁽²¹⁾ ともあれ以上のところから——これにさらに鑄貨の減損による混乱の事態を合わせて考えれば——すでに知ったところの再確認ではあるが、「貨幣の計算単位 (money unit of account) の価値は、法令や造幣局の規制のなかに求められるべきではなく、それにおいてあらゆる債務が返済されあらゆる勘定が維持される」ところの通貨 (currency) の、現実の内在的価値に求められるべきである」⁽²²⁾ ことがあらためて認識されるであろう。——ところで、右のような意義を持つ貨幣の内在的価値の変動は、「一つの国民のあらゆる国内的利害に必然的に影響する」⁽²³⁾ が、上述のように、債権者と債務者とのあいだの利害関係の変化はその最大のものである。そうしてロックの改鑄論の欠陥は、その根本の点についてあらかじめ指摘しておくならば、彼がラウンズの案に反対して銀本位貨の二〇%の減価は地主と一般債権者との契約上の権利をそれだけ侵害すると主張したばあい、「すこぶるふしぎなことに」⁽²⁴⁾ 債務者の利害に想到せず、この立場から「きわめて異常な提言」である全面的改鑄案を推進したということにある。⁽²⁴⁾ ロックの著書にわれわれはつぎの表現を見いだすであろう。「わたくしがイギリスのジェントルメンに十

分考慮してほしいのは、債権者がその元本と利子との五分の一を失い、地主 (Landlords) はその収入の五分の一を失うであろうが、それにもかかわらず、債務者と小作人とは、それを獲得しないであろう。⁽²⁵⁾——しかし、「貨幣単位の価値が減少すれば債権者は損失し、それが増加すれば債務者が損失する⁽²⁶⁾」のが事実である。

(20) 1, 547/II, 298—9.

(21) cf. 1, 549/II, 301. 複本位のばあいには、つねに安い方の貨幣で返されるから債権者が利得する機会はない、とされる。

(22) 1, 550—1/II, 303—4. 原文ではイタリック。

(23) 第六章の表題から。

(24) cf. 1, 555/II, 309.

(25) John Locke, *Further Considerations* (op. cit.), in *Works*, 12 th ed., vol. IV, 1824, p. 166. なお cf. ditto, *Some Considerations of the Consequences of lowering the Interest, and raising the Value of Money*, 1691, p. 86. 1) 両者はほぼ同文である。この引用での傍点は『原理』(1, 555/II, 310)におけるイタリック。

(26) *Principles*, 1, 556/II, 311. 頭注。

(未完)